

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○吉野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。荒井聰君。

○荒井委員 民主党の荒井でございます。きょうは、環境委員会で質問させていただく機会をいただきました。ありがとうございます。

今、世界的に見て、私は、最も注目を浴びている日本の大臣は石原大臣ではないかと思っております。と申しますのは、あの原発事故で十六万人の被災者がいまだに地元に戻れないとか住居に戻れない、これは、国際難民という認定になると思うんです。この国際難民が近代国家日本で発生をしないで、その解決にまだめどが立っていない。その大きな仕事は、除染と健康管理です。この除染と健康管理をしっかりできるかどうかということが、私は、日本の世界に対する発信の中でも最も大きな仕事だというふうに思います。過去に、原発事故というのは、メルトダウンを

起こした大きな事故が二つございます。ソビエトで起きたチェルノブイリの原発事故、それから、アメリカで起きたスリーマイル島の事故であります。いずれも、事故の解決をめぐる、国全体、社会全体が大きく変容するきっかけともなりました。

スリーマイル島事故の際には、アメリカの当時の大統領はジミー・カーターであります。ジミー・カーターは、この方はアメリカの原子力潜水艦の設計技師でございまして、原子力に関しては非常に知見のある方です。この方が、この事故を契機にして、アメリカの原子力政策を大幅に変えると同時に、世界のプルトニウム拡散の制度、システムというものをつくり上げました。それが IAEA 体制であります。いまだに世界の核拡散の防止ということに関する基本的な条約になっていきますし、また、そのシステムは IAEA という制度として定着をしているというふうに思います。二番目のチェルノブイリ事故に当たりましては、この解決に当たりましてはソビエトは失敗したんですね。失敗をしたために、何万人という小さな子供たちを被曝させてしまいました。その原因が何だったのかということを追求めていくと、結果的には、情報の公開がされなかったから、ということに突き当たり、結局、ゴルバチョフはグラスノスチという政治的な運動をせざるを得なくなり、それが契機となって、ソビエトという国家は崩壊し、今のロシアになったわけでありまして、

それに匹敵するぐらいの大きな事故が今度の福島第一事故であります。

アメリカやソビエトで起きた事故は、原子炉一基だけのメルトダウンであります。今回の場合には、世界じゅうの原子炉の安全対策を担っていた人たちが、最も避けなければならぬ複数ユニットの事故ということを常々警戒していました。その複数ユニットの事故がこの福島第一原発で起きたわけでありまして、

この事故の解決をどう日本は行うのか、安全対策をどのように再構築するのか、そして何よりも被災者対策をどうするのかということの世界じゅうが注目しているということでもあります。

国会の原発事故調査の黒川委員長が、世界じゅうを回られて、その感を深くして帰られたということをお聞きしております。

今まで一億か二億ぐらいの予算官庁であった環境省が、一挙に一兆円以上の予算官庁になりました。これを担っていく、あるいは急速に体制を整えていくためには大変な御努力が要るだろうと思います。その陣頭指揮をとられる石原大臣には、大変な御苦労があると思いますけれども、ぜひ世界じゅうが注目をしているということをお聞きしていただきたいと思っております。

そこで、私はたびたび福島へ行くんですけども、大臣は福島に大臣就任後どのぐらい行かれましたか。また、大臣就任後、福島に滞在したことはございますか。それをまずお聞きしたいと思います。

○石原国務大臣 泊まったことも含めて、八回、十一日ほど現地に行かせていただいております。

○荒井委員 滞在したことはないんだろうと私は思います。

福島の人たちにとっては、福島にぱつと来てぱつと帰るというのではなくて、一晚泊まってじつくりと福島の人と話をしてほしい、あるいは、福島の人たちが今何に苦しんでいるのかということ、本当に寄り添うということであるならば、福島にぜひ滞在をしてほしいということを強い気持ちで語っております。私は、石原大臣にもぜひそういう行動をとられるように要望しておきたいと思えます。

ところで、今、環境省の職員が除染作業で大変悩んでおります。苦しんでおります。

一番悩んでいるというか回答しにくいということとは、現場に入ったときに、地元の人たちからこう聞かれるのだそうであります。一体何ミリシーベルトになったら、あなたではなくて、あなたの息子さんやお孫さんをここに住まわせることができますか、それについて回答してくださいよと。除染の責任者が必ず言われる言葉だそうであります。そして、その際に除染の責任者がいつでも答えに窮する質問だそうであります。

除染の最高責任者としての石原大臣、この言葉が地元からなされたときに、どうお答えになりますか。

○石原国務大臣 申すまでもなく、除染は福島復興の大前提でございます。極めて重要な事業、環境省としてもできる限りのことをさせていただく。誠心誠意ということしかないのではないかと思っております。

○荒井委員 恐らく、それでは地元の人たちは納得しないと思います。

今、除染の基準が、二十ミリシーベルト以内ならば住んでもいいですよということを国としては示しているわけですが、しかし現実には、除染は一ミリシーベルトを指すということをも片一方では言っているわけですね。

二十ミリシーベルトという基準は、これは原子炉の中で働く人たちの年間の被曝線量の基準です。その線量をもって、二十ミリシーベルトでは大丈夫ですよという説明をしたときに、それは、確かに五十、六十の人たちにとってはそれもいいでしょう。しかし、子供や妊婦さんについて、二十ミリシーベルトで帰ってきてくださいと本当に言えますかという質問なんですよ。

もう一度お聞きします。

○石原国務大臣 空中放射線量の量については、いろいろな方にお話を地元でお聞きしましたが、本当にさまざまな意見があるんだと思っております。

放射性物質の安全性については、除染を行うということのほかに、帰還やインフラ整備、あるいは、それで安全なの、大丈夫なのといったような風評など、多くの分野にかかわる課題であると承知をしているところでございます。

これをどうこうということではなくて、原子力災害対策本部において、実は復興大臣から次のような御提言があったわけでありまして。線量水準に応じた被曝対策の具体化を原子力災害対策本部において議論すること。それが、今委員がおっしゃ

られた一ミリシーベルトあるいは二十ミリシーベルトというような話だと思っております。こうした検討に当たっては、原子力規制委員会が科学的技術的な見地から役割を果たすこと。御存じのとおり、原子力規制委員会は独立した三条機関でございますが、環境省の外局として原子力規制庁がその事務をつかさどっているところでございます。

今、そのような中で、委員が御議論をされた問題について、さまざまな御意見の中で、何がこれから必要であるのかというこの議論がなされている、こんなふうに承知をしているところでございます。

○荒井委員 余りこの問題について議論しても、回答は今のところそままでしか出ないんだと思うんですね。これは大変難しい問題なんです。

低線量被曝の影響調査というのは、ちゃんとした定説がないんです。いろいろな学者によっていろいろなことを言いますので、それがまた地域の人たち、被曝者に対する大きな不安の種になっている。でも、これはいつかどこかというか、もう二年もたっているわけですから、政府として、あるいは安全を担う環境省として、一定の回答というか答弁をしつかりつくらないと、現地で働く人たちの障害になってくるというか支障になってくるということ指摘しておきたいと思えます。

ところで、私はたびたび福島へ行きまして、除染を実施している現場を見たり、あるいは除染の責任者の方々の話を聞くことが多々ございます。

この除染を担っている人たちというのは、決して放射能の専門家でもなければ、あるいは場合に

よつては環境省プロパーの人でもありません。ほかの省庁から、ある意味では福島に御縁があったとか、あるいは意気を感じて福島の除染作業に従事をするということで参加してくれた人たちが多々おられます。

この人たちは、お年を召した人の方がいいだろうということもあって、再任用という人たちが責任者を担っていることが多々ございます。ただ、再任用制度ということから、再任用された途端に給与がどんと下がるとか、あるいは単身赴任手当がなくなくなるとか扶養手当がなくなるといったような、働く環境がどんと下がった形で担わざるを得ない。しかも、地元対策は東京電力と政府は一体というふうに見られているようで、非常に厳しい環境の中で住民対策をせざるを得ないということも実態であります。

これらをバックアップしていくのが環境省の大きな仕事だと思えます。霞が関の仕事だと思えます。これらについてどのように大臣としてお考えなのか、お聞きをしたいと思います。また、人事院もきょう来ていると思えますけれども、処遇などについて人事院としてどのような対策をこれまで講じてきたのか、それらについてもお聞きしたいと思います。

○石原国務大臣 私たちは、公務員の数をただ単に切れというようなことは間違いだとかねがね申しております。前政権で、残念なことに、このような非常事態が起こっているにもかかわらず、環境省の増員というものは認められませんでした。そして、安倍

政権になりました、その上限を取っ払いまして、必要なところには必要な人間をできる限り配置していく、そういう体制で今取り組ませていただいております。

福島県に設置をしております福島環境再生事務所ですか、二十五年度から定員で百名の増員をして、規模を拡大しております。そんな中で、ただいま委員が言われたような問題を克服していかないければならないと考えておりますが、環境省という役所はこれまで規制官庁でございまして、公共事業の発注についてのノウハウは大変乏しいと思っております。他省庁の協力あるいは民間の協力というもの、またOBの方々の協力というものを得ない限り、その人員を十分に満たしていくということが難しいという現実がございます。

ぜひ、荒井委員におかれましては、この福島の問題、必要なところに必要な人員を、公務員の数をただ単に減らすというのではなくて、割けるように御協力をいただきますように、心からお願い申し上げます。

○古屋政府参考人 再任用職員の給与ということでございます。

これは一般的なお答えになるわけでございますが、定年前の職員と同じような仕事につく、福島でもそうでございますが、ということ、現在、俸給表につきましても、職務の級の決定に当たりますしても、定年前の職員と同じような形で決定させていただいているということでございます。

現在の再任用制度につきましても、定年後に改めて採用されるという観点から、その水準等につ

きましては民間の高齢労働者の賃金水準などを参考に決めさせていただいているところから、定年前の水準よりは下がるといふことでございませぬ。職務関連の手当については支給しているところでございますが、これについても、六十までのライフステージに伴う諸手当等については支給しないということ、これまで整理してきたというところでございます。

なお、これにつきましても、来年度から雇用と年金の接続という観点から、改めて諸手当等につきましても職務のついでに実態等を踏まえて検討してまいりたいというふうにご検討いただいております。

○荒井委員 今、人事院からも話がありましたけれども、環境省としても、きのう、別の委員会で塩崎さんが規制庁のいろいろ指摘をしておりますけれども、その大きなものがJAEAですね。JAEAを国家公務員にするべきだということを強く指摘しておりました。

確かに、原子力規制委員会法をつくるときに、これが附帯条件として付されていたんですけれども、JAEAのすぐれた技術者というのは、やはり六十歳以上なんです。そういうことで、恐らく再任用というシステムを使わざるを得なくて、再任用制度を使えば給与も下がるという形で、現実的に難しい問題をたくさん抱えているんだらうと思うんです。

このあたりは、今の国家公務員制度、あるいは人員、定員のあり方、給与水準のあり方というのは、政府全体として私は考え直すべきではないだ

ろうかというふうかというふうに思っておりますので、ぜひ石原大臣にもその方向で御尽力いただきたいというふうかというふうに思っています。

ところで、除染の進捗状況なんですけれども、あるいはその効果ということについて、現状どうなっているのかということ。予算は一兆円と十分ついているんですけれども、執行するのはなかなか難しいのではないだろうかというふうかというふうに思っています。達成度も決して高いとは言えない。特に、個別の住宅については思ったほど進んでいないのではないかというふうかにも思っています。

全体としての程度除染作業が進んでいるのか、今後の見通しはどうなのかということ、これは政府参考人でも結構ですので、お答えください。

○小林政府参考人 除染作業についての進捗でございます。

国が直接事業を実施しております、いわゆる直轄の地域、対象十一市町村の全部または一部でございます。このうち九市町村で計画の策定を終わっており、そのうち六市町村で除染の作業を今実施中でございます。二市町村につきましては、今事業者の選定中という段階でございます。

また、市町村に実施をしていただくその他の地域、これは関東の数県にも及ぶわけでございます。これは九十四市町村でございますが、これにつきましては、計画を立てる意思をお持ちのところは全て計画を策定し、実施中ということでございます。具体的な進捗につきましては、町のいろいろな事情がございます、かなり速やかに進んでいる部分と、それから、例えば仮置き場の確保その他

苦勞しているところとばらつきがございます。

事業の予算の執行状況ということで申しますと、平成二十三年度は、先行的な事業、モデル的なものから始めたというような事情がございますが、執行率としては約四割でございます。二十四年度については、その積み残した分も含めてかなり進捗したものと思っておりますが、精査はこれからでございます。

また、大きくは、実施計画は二十四年度、二十五年年度で、特に生活回りのところなどを実施するというところでございますので、それに沿ってしっかり進捗をさせていきたいというふうか考えているところでございます。

また、除染の効果でございます。

これも、実際、作業が終わって結果を出しておりますのは、二十三年度の事業でございますが、いろいろな手法がいろいろな場所で展開をされます。例えば、アスファルト舗装面での洗浄ではどうか、表土を剥ぐとどうか、こういうことを地域ごとに検証しております、低減率は、五〇%から、成績がいいものは九〇%というふうな状況でございます。

そういう意味で、一定の効果が確認されたと思っておりますが、二十四年度は面的な除染を展開しておりますので、引き続き、こういった効果についてもしっかり検証していきながら、事業の進捗も努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○荒井委員 先ほど私の質問で、JAEAと言いましたけれども、これはJNESの誤りでしたの

で、訂正しておきます。

ところで、除染にかかわる暫定法では、二十五年年度までに除染を終わらせるといのが法体系の中の全体としての位置づけなんですけれども、今のところ二十五年までに、つまり、来年度いっぱい終わるといことは私は実態的には不可能だろうと思っておりますね。

二十五年ということ前提としていますから、全てのことが暫定的な処置になっているんです、事務所のあり方にしても人員の配置にしても。これは抜本的に見直すべきではないだろうかというふうか僕には思います。

このあたりについて、大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○石原国務大臣 民主党政権下におつくりいただいた計画にのっとって、二十四年度、二十五年年度の二カ年で除染を実施するということに変更はございません。まずは全力でこれに取り組み。

そして、ただいま荒井委員が御指摘されましたとおり、進んでいるところと全く手がつかないところがあるのは事実だと思います。そんな中で、計画期間の半年前でございますことしの夏ごろを目途に、委員の御指摘のとおり、実施状況をやり点検して、スケジュール等々がこれで大丈夫なのか、そういう検証をしっかりとやっていかなければならないですし、必要ならば見直しも行わなければならないと考えております。

○荒井委員 もう一年たっているわけですから、前の政権でつくり上げたものはそれはそれとして、現在実施をしている所管担当の大臣として、それ

が実際、現実的に可能かどうかということをご検証して、今のような暫定的な手法ではなくて、もつと腰を据えた対応策をとらざるを得ないのではないかとこのことを指摘しておきます。

ところで、除染の問題で、執行がなかなか難しいのに、中間貯蔵施設の配置についての問題が必ずございます。

私も、原発 P T という民主党の中でつくった P T の中で、原発周辺を国有地にするべきではないかということをご提言したことがございますが、残念ながらその提言は取り入れられませんでした。しかし、国有地化も含めて、中間貯蔵施設のありようについては何らかの法整備が必要なのではないだろうかというふうに私は考えておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○石原国務大臣 たいま荒井委員のお話を聞かせていただいております、御党の方の調査会でございますか、そこで提言されたことを当時の政権が採択しているところの状態はかなり違つたんじゃないかというのは、率直な印象を私としても持たせていただいているところでございます。

そして、環境大臣として中間貯蔵施設を担当しているという立場から言わせていただきますと、予定地、きょうからボーリング調査等々もスタートいたします。予定地となった土地を適切な補償により地権者の方々から買わせていただく、その仕組みは、まずは官民の関係で買わせていただくということからスタートをさせていただこうと考えております。

○荒井委員 中間貯蔵施設のあり方については、

環境省は全力を挙げて取り組むべきだ、必要な法整備についても検討を行うべきではないだろうかというふうに私は思います。

その際に、国有地化をするのであれば、今の賠償というシステムではなくて、純粋な補償という、買い取りという、そういう制度が必要になってくるわけですね、これは東京電力の経営問題なりあるいは今の支援機構法の関係でさまざまな問題を呼ぶと思うんですけども、ここは経産省としてはどうお考えですか。

○糟谷政府参考人 まず、賠償につきまして、この三月から、避難指示対象区域につきまして、宅地建物等の財物賠償の請求手続を開始をされております。経済産業省といたしましては、被害者に対する財物賠償をまずは迅速にお支払いできるように、東京電力に対し最大限促してまいりたいと考えております。

他方で、中間貯蔵施設の用地買収につきまして、今後、環境省により示されます用地買収基準に従いまして買収が行われるというふうに考えております。

いずれにしても、経済産業省といたしまして、中間貯蔵施設の建設が円滑に進むことが非常に大事だと考えております。賠償が中間貯蔵施設の事業の推進の支障とならないよう、また、東京電力の経営、そういうことへの妨げにならないように、環境省との協議も含め、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○荒井委員 ぜひ経産省も全面的に環境省に支援をするように、私からも要請いたします。

ところで、皆さんのお手元に、河北新報の昨年の十一月二日の記事を参考資料として持ってまいりました。これは、地元とそれから環境省との間で、除染水の処理をめぐる溝があるということが書かれているんですね。

どうということかとというと、除染をしたときに、水を使うことが多いんですね。高圧水を使って、水を使うことが多いんですけども、その出てきた水についての排水基準がないということを書いている記事であります。

私は、環境省の最も基本的な法律というのは水質汚濁防止法とか土壌汚濁防止法とかそういう法律なわけで、その法律の中に括弧書きで放射能物質は除く、こう書いてあるところに問題があったわけでありませぬ。

水質汚濁防止法の原点みたいなものが環境省の基本的な理念だと私は思うんですけども、そうしますと、除染をした、使った水の排水の基準がないということが、私は非常に不可思議に思うんです。なぜ設定をしないのか。設定をしないということ、非常に地域の住民の方々の方が不安に思っているという状況なんですね。

これは、オンサイトから出てくる排水についての基準があるわけですので、それを直接使うかどうかは別にして、私は、環境省として設定することの方が極めて自然だと思うんですけども、そこはどうお考えでしょうか。

○小林政府参考人 除染の手法につきましては、いろいろな手法がございますので、その効果を確かめながらやっているとあります。その中

で、実際、特に市町村除染では、現場に当たっていただく市町村の御意見もかなり幅広く聞いてやっているところがございます。ガイドラインなどに反映するようにやっているところでもあります。水で洗浄する手法については、水の回収の問題などもありますので、余り使わない方がいいという考え方もございます。ただ、現実的にはかなり有効な手法として使われておりますし、そういう御希望も強いということで、やり方については順次整理をできていくところでありまして、今回のガイドラインの改定でも、きちんとためまして沈殿させるとか、そういった方法論の基準は設けたところでございます。

濃度ははかるということにつきましては、はかるというふうにした場合、どこかの検査機関に持ち込んでやらなきゃいけないというようなことで、現実的にはかなり困難な面がございます。

そういう意味で、しっかり手法を定めて、それに沿ってやっていただくということで、また新たにこれを使っていきたい、そういうふうと考えているところでございます。

○荒井委員 私は、もう一歩踏み込むべきだと思います。排水ということ、今、福島のオンサイトから出てくる水についても非常に関心を持たれているとかそういう状況ですから、除染が大規模に行われるようになれば、この除染水の排水基準がないということは、私は、環境省として問題があるというふうには指摘をされるのではないかと、うふうに思います。

時間がないので、最後の質問に入ります。

実は、低線量被曝の問題についても、あるいは除染の技術の問題についても、日本は知見がないんですね。やったことがないんですから、当然であります。これをやったことのある地域というのは、チェルノブイリの事故の地域であります、今の国でいうと、ベラルーシとウクライナなんです。このベラルーシとウクライナの知見を積極的に活用すること、昨年、ベラルーシと原子力災害のデータの交換をする協定を結んだんです。しかし、それらは十分に使われているのかということになると、どうもそうではないのではないかと。

最も必要な環境省がベラルーシやあるいはウクライナのそういう知見をもっと積極的に活用すべきだということに考えておりますが、最後に大臣の御所見をいただいで、私の質問を終わります。
○石原国務大臣 今の荒井委員の御指摘は、大変的を得た御指摘だと思っております。

そういう意識を私どもも持っております。この五月のゴールデンウィークに、井上副大臣と秋野大臣政務官をチェルノブイリに派遣いたしました。現地の視察、要人との意見交換等々を行って、今委員が御指摘のあったようなことのないように、すなわち、情報をしっかりと掌握し、それを政策に反映できるような体制を整備させていただいているところでございます。

○荒井委員 この両国の除染あるいは健康管理に係る基本法律というのが、チェルノブイリ法という法律です。このチェルノブイリ法を見習ってつくり上げたのが、子ども・被災者支援法という法律であります。この法律ができたんですけれども、

実施計画がつけられていないんです。したがって、実質的には機能していないということでありまして、地元やあるいは避難者にとつて最も期待されている法律がいまだに機能していないということは、私は、ある種の怠慢ではないかというふうには思いますので、環境省としても、これは担当省庁が違うかもしれませんが、積極的に推進するように努力されることをお願い申し上げます。私の質問といたします。

ありがとうございます。